監 事 監 査 報 告 書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2に基づき、国立大学法人大阪大学の2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監事は、国立大学法人大阪大学監事及び監事監査規程等に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部、学部、附属病院及びその他の主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。また、国立大学法人施行規則第1条の4で定められている子法人との意思疎通及び情報の交換を図り、会計監査人及び学内の監査部署である監査室との連携強化のため定期的に三者協議会を開催するとともに、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表（含連結財務諸表）につき検討を加えました。

２．監査の結果

⑴ 業務においては、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認めます。
⑵ 役員若しくは運営方針委員の職務の執行が法令等に適合するための体制及び業務の適正を確保するための体制が、業務方法書等の見直しにより適切に整備、運用されていることを認めます。
⑶ 役員若しくは運営方針委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。
⑷ 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く）は、国立大学法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成され、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示していることを認めます。
⑸ 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
⑹ 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
⑺ 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
⑻ 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
⑼ 内部統制システムに係る業務方法書の変更及びその他の内部統制システムの整備及び運用については適切であると認めます。

2026年6月18日

国立大学法人大阪大学

監事　　木　下　　健　久

監事　　山　浦　　美　紀